

報道関係者各位

令和4年度プラスチック資源一括回収実証事業について ～やってみよう！製品プラスチック回収モデル事業～

令和4年4月、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、市町村がプラスチック使用製品廃棄物(以下「製品プラスチック」という。)の分別収集や再商品化に努めることとされました。

そこで、本市では、市民の出しやすさや効率的な回収・再資源化の仕組みを検討し、今後の分別収集の取組に活かすため、下記のとおり、「プラスチック資源一括回収実証事業～やってみよう！製品プラスチック回収モデル事業～」を実施することとしましたので、取材方よろしくお願いたします。

記

1 実施内容

- (1)期 間 令和4年7月から1ヶ月間(7/18 八幡東区、7/19 その他 6 区開始)
- (2)モデル地域 各区1地域(門司区清見、小倉北区東篠崎 1 丁目の一部、小倉南区吉田にれの木坂、若松区高須東、八幡東区槻田、八幡西区鉄王、戸畑区牧山) 計7地域 約7,000世帯
- (3)収集品目 「容器包装プラスチック」と「製品プラスチック(※1)」をあわせた「プラスチック資源」
※1 プラスチックだけでできているもの(金属等を含む複合製品は不可)で、市の指定袋に入る大きさのもので、かつ1辺が50cm 未満のもの。
例:洗面器、風呂いす、プランター、ハンガー 等
- (4)実施方法
 - ア 対象地域の住民の皆様が、プラ袋を使って、容器包装プラスチックと製品プラスチックを一緒に入れて、ごみステーションに出していただき、収集車で回収し、プラスチック資源化センターへ持ち込む。
 - イ プラスチック資源化センターにおいて、回収した指定袋の内容物や重量等を調査したうえで、同施設を使って選別・保管・ベール化までの処理を行う。
 - ウ 再商品化事業者へ引き渡し、再商品化を行う。

2 検証内容

- ① 実証前後の排出量の比較
- ② 製品プラスチックの排出量や組成
- ③ リチウムイオン電池や複合製品などの不適物の混入状況
- ④ プラスチック資源化センターの既存設備の対応能力や効率的な作業体制
- ⑤ 一括回収に必要な費用(収集運搬、中間処理、リサイクル費用等)

3 取材について

7月18日(月・祝)は八幡東区の、7月19日(火)は小倉北区のごみステーションで取材をお受けする予定です。

事前準備が必要なため、取材をご希望の方は、事前に下記までご連絡ください。